

川情審査答申第 17号

平成25年 7月11日

川口市教育委員会

委員長 永田 直美 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会

会長 馬橋 隆紀

川口市個人情報保護条例第29条の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年12月6日付で諮問のあった下記の件について、別添のとおり答申します。

記

「川口市立〇〇小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て（個人情報保護諮問第11号）

諮問第11号（個人情報保護）

答 申

1 審査会の結論

- (1) 川口市教育委員会の行った、「指導要録」についての部分開示決定及び「児童名簿」、「児童調査票」、「学級連絡網」について文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。
- (2) 川口市教育委員会は「出席簿」、「学校日誌」につき、開示不開示等の決定を行うべきである。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 平成24年7月3日不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）より川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項に基づき「川口市立〇〇小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」に関する保有個人情報開示請求書が提出された。これに対し、川口市教育委員会（以下「実施機関」という。）により平成24年7月24日付で部分開示決定が行われたが、平成24年8月28日実施機関はこの決定を取り消し、再度、部分開示決定を行った。
- (2) その後平成24年10月25日申立人より、平成24年8月28日付決定に対して異議申立てがなされ、実施機関より平成24年12月6日当審査会に保有個人情報開示決定等審査諮問書が提出された。
- (3) 当審査会の審査に際し、実施機関より平成24年12月6日付で、理由説明書が提出され、平成24年12月25日、当審査会は実施機関から説明を聴いた。なお、その後、実施機関より、当審査会に平成25年1月18日付補充説明書が提出された。また、平成25年1月23日には、申立人の口頭意見陳述を行った。

3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- (1) 「指導要録」の部分開示決定について

本件では、開示請求対象文書のうち「指導要録」につき、実施機関は〇〇〇〇の「転入学及び転学等を識別することができる情報」を市と国等との間

における協議・依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であつて、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれのあるものを理由として条例第16条第5号に該当する部分として不開示としている。

当該不開示部分は、実施機関は、埼玉県の担当部局から通知を受けるのみで、その内容等につき何ら決定権限を有するものではない。この種の決定権限を何ら有しない事項にかかる文書を、当該担当部局との協議に反して川口市教育委員会の独自の判断で開示した場合、県との協力関係・信頼関係が損なわれることは十分に予想されるものと言わなければならない。当該不開示部分について、川口市の条例上の実施機関が不開示とした決定は妥当である。

(2) 不存在文書について

実施機関は、請求対象文書のうち、条例第19条第2項に該当し、保存年限が経過したため廃棄されたことを理由に文書不存在の決定を平成24年8月28日付で行っている。

その後、実施機関は当審査会の求めに応じ、平成25年1月18日付補充説明書にて、この廃棄された文書が「児童名簿（学年・学級、児童名、保護者名、住所、電話番号等を記載）」、「児童調査票（児童名、保護者名、住所、電話番号、家族構成等を記載）」、「学級連絡網（児童名、電話番号を記載）」であると明らかにした。

これらの文書は、学級等の運営上、事実上作成されているものであり、それぞれの学年等が修了した際、学校長の指示により廃棄されているものである。

以上のような文書の性格から、すみやかな廃棄こそが当然に望まれるものであり、現在文書が存在しないことは不自然とは言えないことから、これら3つの文書についての実施機関の決定は妥当である。

(3) なお、当審査会が検分したところ、本件対象文書のうち、実施機関は「出席簿」及び「学校日誌」について何ら判断を示していない。これらの文書につき、すみやかに開示不開示等の決定を行うべきである。

(4) その他

以上の審査会の判断に影響を与えるものではないが、念のため、以下の点

を付言する。まず、申立人は、実施機関の決定理由につき、その不備を異議申立書において指摘している。

この点、実施機関の行った平成24年8月28日付決定通知書の開示しない部分及び理由の欄に示されている理由等では申立人への配慮が不十分であったことは認めざるを得ない。

その内容は抽象的であり、具体的な廃棄文書も当審査会の求めに応じた意見聴取及び補充説明書で初めて明らかにされたり、条例第16条第5号該当性についても、自らに文書内容について決定権限が存在しない等の理由説明は決定時に行われてしかるべきであると言える。また、複数の理由（条例第16条第5号、第19条第2項）が示されているが、それぞれの理由がどの対象文書に対するものかも明確にされるべきである。

当審査会は、これらの点について改善を求めるものである。

次に、申立人は、保存年限等の法令上の根拠が示されていない点を指摘している。

廃棄文書については、各学校・学級等で事実上作成されているものではあるが、この種の文書は多くの学校・学級等で作成されていることが推認される。今後、この種の文書に関する実施機関による規程等の整備が望まれる。

平成25年 7月11日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長）馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

委員 田村 泰俊